

2022 年 6 月

遠賀中間医師会

超高齢社会で高齢化とともに増加する骨粗鬆症性骨折は連鎖しやすく、介護・医療費の高騰を招き、ADL や QOL を低下させ、死亡率も高めるためその予防は健康寿命延伸のためにも重要で喫緊の課題とされています。

高齢者の骨折患者の骨折連鎖を断つために、図 1 に示すように 2022 年の診療報酬改定において大腿骨近位部骨折手術施行患者に対する「継続的な二次性骨折予防に係る評価」が新設されました。

(図 1)

IV-6 ② 継続的な二次性骨折予防に係る評価の新設	
➤ 大腿骨近位部骨折の患者に対して、関係学会のガイドラインに沿って継続的に骨粗鬆症の評価を行い、必要な治療等を実施した場合の評価を新設する。	
(新) 二次性骨折予防継続管理料	
イ 二次性骨折予防継続管理料 1	1,000点 (入院中1回・手術治療を担う一般病棟において算定)
ロ 二次性骨折予防継続管理料 2	750点 (入院中1回・リハビリテーション等を担う病棟において算定)
ハ 二次性骨折予防継続管理料 3	500点 (1年を限度として月に1回・外来において算定)
【対象患者】 イ：大腿骨近位部骨折を発生し、手術治療を担う保険医療機関の一般病棟に入院している患者であって、骨粗鬆症の有無に関する評価及び必要な治療等を実施したもの ロ：イを算定していた患者であって、リハビリテーション医療等を担う病棟において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療等を実施したもの ハ：イを算定していた患者であって、外来において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療等を実施したもの	
【算定要件】 - イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、大腿骨近位部骨折に対する手術を行ったものに対して、二次性骨折の予防を目的として、骨粗鬆症の計画的な評価及び治療を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。 - ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、他の保険医療機関においてイを算定したのに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。 - ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、イを算定したのに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り算定する。 - イについては、関係学会より示されている「骨折リエゾンサービス (FLS) クリニカルスタンダード」及び「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」に沿った適切な評価及び治療等が実施された場合に算定する。 - ロ及びハについては、関係学会より示されている「骨折リエゾンサービス (FLS) クリニカルスタンダード」及び「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」に沿った適切な評価及び骨粗鬆症の治療効果の判定等、必要な治療を継続して実施した場合に算定する。 - 診療に当たっては、骨量測定、骨代謝マーカー、骨格エックス線写真等による必要な評価を行うこと。	
【施設基準】 - 骨粗鬆症の診療を行うに十分な体制が整備されていること。 - 当該体制において、骨粗鬆症の診療を担当する医師、看護師及び薬剤師が適切に配置されていること。なお、薬剤師については、当該保険医療機関内に常勤の薬剤師が配置されていない場合に限り、地域の保険医療機関等と連携し、診療を行う体制が整備されていることで差し支えない。 - イの施設基準に係る病棟については、急性期一般入院基本科、地域一般入院基本科又は7対1入院基本科若しくは10対1入院基本科(特定機能病院入院基本科(一般病棟に属する))又は専門病院入院基本科に属する。又は併設されている保険医療機関の病棟であること。 - ロの施設基準に係る病棟については、地域包括ケア病棟入院科、地域包括ケア病棟入院診療管理科又は回復期リハビリテーション病棟入院科に係る病棟を行っている保険医療機関の病棟であること。	

大腿骨近位部骨折手術を行う急性期病院(イ)では骨粗鬆症の計画的な評価及び治療を行い「二次性骨折予防継続管理料 1」を算定します。その大腿骨近位部骨折手術患者様が急性期病院から回復期(ロ)もしくは維持期施設(ハ)に移られる際に、「二次性骨折予防継続管理料の施設基準に係る届出」を行った施設であれば図 1 に示すような「二次性骨折予防継続管理料」が算定されます。

そこで、大腿骨近位部骨折手術患者様の継続的な二次性骨折予防を実践するために、急性期病院から回復期施設と維持期施設に対する診療情報提供書を作成いたしました。

診療情報提供書の流れは図2に示す通りです。

1) 急性期病院から回復期病院に移る場合

- ・回復期施設と維持期施設への診療情報提供書（A、B）を添付します。
- ・回復期施設から維持期施設（急性期病院の外来通院も含む）へ移る場合は維持期施設への診療情報提供書（B）を添付して下さい。

2) 急性期病院から維持期病院に移る場合

- ・維持期施設への診療情報提供書（B）を添付します。

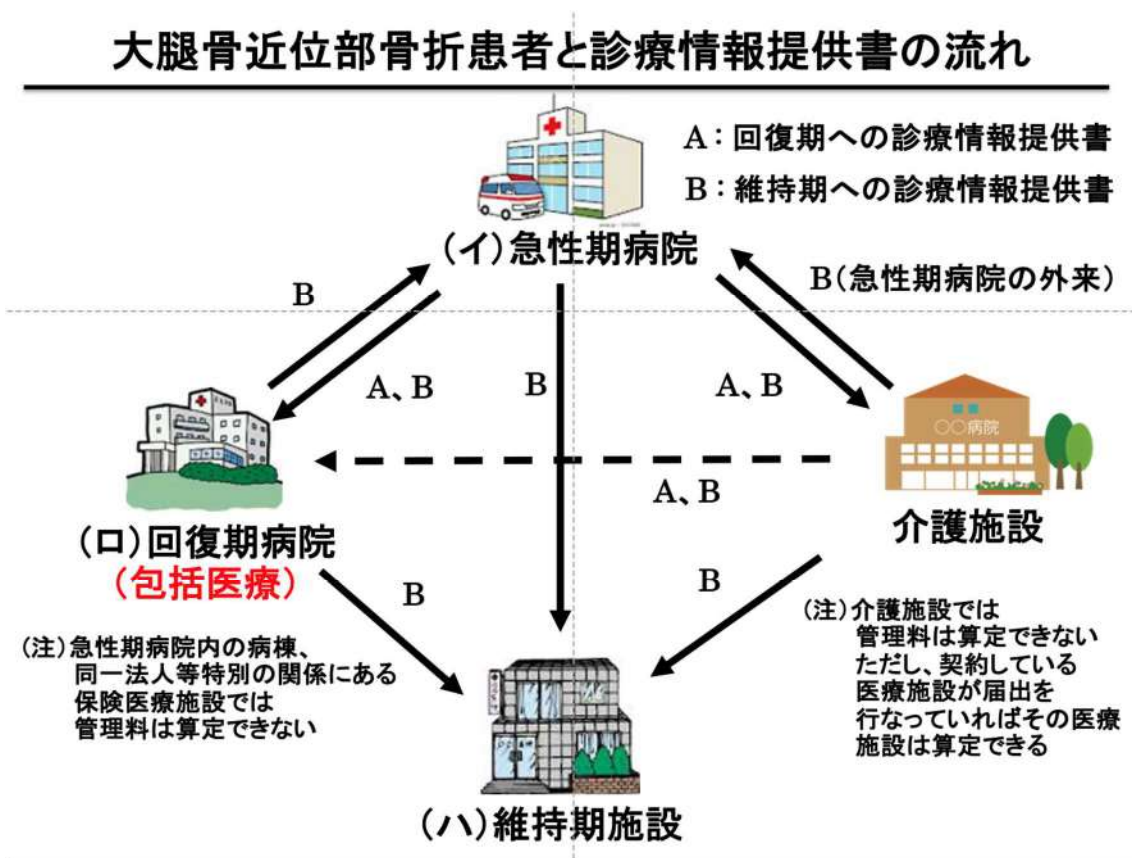
3) 急性期病院から介護老人保健施設に移る場合

（＊介護老人保健施設では「二次性骨折予防継続管理料」は算定できません。

ただし、嘱託医の先生方は施設届出を行っていただければ算定できます）

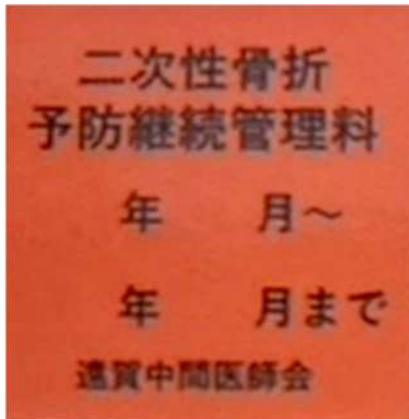
- ・回復期施設と維持期施設への診療情報提供書（A、B）を添付します。
- ・介護老人保健施設から回復期施設へ移る場合は診療情報提供書（A、B）を添付して下さい。
- ・介護老人保健施設から維持期施設（急性期病院の外来通院も含む）へ移る場合は維持期施設への診療情報提供書（B）を添付して下さい。

（図2）



さらに、大腿骨近位部骨折手術患者様が急性期病院で「二次性骨折予防継続管理料 1」を算定した患者であること、維持期で「二次性骨折予防継続管理料 3」を算定できる期間（維持期施設での治療開始後 1 年間）であることを周知する目的で、手術を施行した急性期病院で図 3 に示すようなシールを保険証などに貼付するよう患者様にお渡しもしくは貼付しますのでご参考になしてください。

（図 3）



なお、施設登録がお済みでない施設の先生方は、九州厚生局のホームページ（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/tokukei_shinryo_r04.html、2-23~25）から届出書添付書類をダウンロードしていただき、是非登録のほどよろしくお願いいたします。

届出書類に関して、よく問い合わせがある点につき現時点でのコンセンサスを記します。

1，（5：薬剤師に関して）

近隣の調剤薬局や手術を施行された急性期病院の薬剤師の方で構いません。

2，（6：院内の研修会に関して）

- ・研修会に関しては、院内で行うこと。
- ・Web 講演会を代用することも現時点では可能と思われます。

二次性骨折予防継続管理料 1
二次性骨折予防継続管理料 2
二次性骨折予防継続管理料 3

の施設基準に係る届出書添付書類

※該当する届出事項を全て○で囲むこと。

1 届出入院料 (問140 区分番号「B001」の「34」) (問141 区分番号「B001」の「34」)	☐ 急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料又は7対1入院基本料若しくは10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。） ☐ 地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア病棟入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料	
2 骨粗鬆症の診療を担当する専任の常勤医師の氏名		
3 専任の看護師の氏名		
4 専任の薬剤師の氏名		
5 管理料3のみを届出する場合 （問140 区分番号「B001」の「34」） 地域の保険医療機関等と 合設で「4」専任の常勤 薬剤師がない場合について のみ。	☐ あり ☐ なし	(連携保険医療機関等の名) (薬剤師の名)
6 院内の研修会の開催状況	1年に1回以上の研修会の 実施 ☐ あり ☐ なし	(開催した日付)

【記載上の注意】

- 「6」については、研修会の目的、参加した職員名、及び開催日時等を記載した概要を添付すること。
- 「6」について、新たに届出を行う保険医療機関については、当該届出を行う日から起算して1年以内に研修会等を開催することが決まっている場合にあっては、研修会の開催予定日がわかる書類を添付すること。

維持期の施設の先生方へ

是非！

届出をお願いいたします！



疑義解釈資料

(厚労省保険局医療課)
令和4年3月31日

【二次性骨折予防継続管理料】

問140 区分番号「B001」の「34」二次性骨折予防継続管理料の施設基準において、「地域の保険医療機関等と連携し」とあるが、「地域の保険医療機関等」には、地域の保険薬局は含まれるか。
(答) 含まれる。

問141 区分番号「B001」の「34」二次性骨折予防継続管理料について、二次性骨折予防継続管理料1又は2の届出を行っている保険医療機関が、二次性骨折予防継続管理料3を算定しようとする場合は、新たに届出が必要か。
(答) 必要。

以上、高齢の進む当地区において骨折予防が健康寿命の延伸の一助となりますよう、世界初の医療制度下での二次性骨折予防に係る評価を当地区で推進していくためにも、是非とも先生方のご理解ならびにご協力のほどよろしくお願いいたします。

(一部改変 文責：健愛記念病院 整形外科 池田聡 2022.10.26)